

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名		公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	
条 例 番 号		平成 13 年神奈川県条例第 61 号	法 規 集 第 2 編第 3 章
所 管 部 局 室 課		総務部人事課	
条 例 の 概 要		公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人への職員の派遣に関し必要な事項を定めたものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により条例に委ねられた事項を定めたものであり、有効である。	職員派遣の状況 14 団体 39 人 (H20 年度、全任命権者)
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	職員を派遣できる団体、派遣できる職員を限定的に規定し、復帰時の処遇等を定めたものであり、効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触するものではない。	
見 直 し 結 果	その他		
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由 現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無